

越谷市保健事業と介護予防の一体的実施個別的支援業務委託にかかる質疑に対する回答について

令和7年4月16日

越谷市保健医療部国保年金課  
(担当:清田・山中・鈴木)

名 称	越谷市保健事業と介護予防の一体的実施個別的支援業務委託(単価契約)
-----	-----------------------------------

上記案件について質疑がありましたので、下記のとおり回答します。

	質 疑	回 答
1	仕様書 P2 6 実施体制の整備 (2) 業務従事者:従事者の資格について、「読点」で併記されている資格者、「又は」で括られている資格者の中からいずれかを配置すれば問題ないのでしょうか。(例えば、管理栄養士のみでの配置でも差し支えないのでしょうか。)	各事業ともに、併記されている所有資格の中から、いずれかの資格を有している方を業務従事者とします。管理栄養士のみでの配置でも差し支えありません。
2	特記仕様書 P11 2 業務内容 (5) 訪問指導の実施(1回目):アンケート未返信者への訪問について、不在時における訪問回数の規定はございますか。	不在時における訪問回数の規定は設けていませんが、複数回訪問する際は、訪問する時間帯や曜日を変える等、保健指導につながるような工夫をしたアプローチを行ってください。なお、不在であっても、報告書等には訪問回数を記録し、発注者へ報告してください。 他の予約訪問と合わせて訪問を試みる等のアプローチにより、訪問による保健指導が実施できた場合は、仕様内訳に定めた単価による個別での請求が可能です。
3	仕様内訳書【別紙】: 不参加希望者及び未返送者への電話連絡について、架電回数の規定はございますか。 また、不通完了時の経費は、「(1)業務全般に係る経費」にかかるのでしょうか。	(留意事項)に準じ、時間帯や曜日を変えて、最低3回以上は連絡を行うこととします。連絡がつかず保健指導を行えなかった場合は、記録に残し、「(1)業務全般にかかる経費」に含まれることとし、個別での請求は行えません。 架電後に対象者から折り返しの連絡があり、当初の架電目的を達成できた場合は、i、ii、iiiのいずれの事業においても、仕様内訳書(5)の数量に計上してください。
4	【特記仕様書】業務全般 P21 4 保健指導: 公共施設を利用する場合、施設予約や費用負担は受託者となるのでしょうか。	保健指導の実施場所は、原則は対象者の自宅への訪問としていますが、発注者と協議のうえ、公共施設の相談室等での面談も可能とします。 その場合、施設予約は発注者が行い、受託者による費用負担はありません。公共施設を希望する場合、遅くとも2週間前までに発注者へ依頼してください。ただし、会場

		側の都合で希望に添えないこともあります。
5	企画提案選考会実施要領 9提出書類: 提出書類である経歴書につきまして任意の様式で問題ないかと存じますが、どの範囲のメンバーの経歴が必要でしょうか。(例:業務管理者のみ、または保健指導に従事する有資格者など)	経歴書については、参考に様式を作成しましたので、ご参照ください。各社で用意される場合、同等以上の内容を記載してください。 なお、契約締結後には、業務責任者、業務従事者の従事者名簿及び緊急連絡先を含む業務体制図(個人情報管理に関することを含む)を提出していただきます。
6	実施要領 9 提出書類(1)参加申込書及び企画提案関係書類: 提出書類の⑤経歴書について、様式は問わない認識でよいか又、経歴書の記載内容について項目を等教えていただけますでしょうか。	5. の回答と同じです。
7	特記仕様書 2業務内容(4)不参加希望者及び未返信者への電話連絡: 事業への参加勧奨を行う架電回数の記載がありませんでしたが想定されている架電回数はありますでしょうか。	3. の回答と同じです。
8	仕様書 P2 7事前協議: 保健指導に用いる教材について ①「事前に発注者と協議し、作成もしくは購入し、対象者に配布すること」とありますが、どのくらいの種類で、配布数の見込みはどのくらいの想定でしょうか。 ②越谷市の事業に関する資料は、市から提供していただける認識でよいでしょうか。	①保健指導に用いる教材の種類は、各事業で1種類以上の教材を用いることを想定していますが、対象者の受診状況等に応じた教材を配布できることが望ましいです。配布数は、「仕様内訳書」の各事業とも、(6)-1 保健指導①訪問と(6)-3 電話指導者等への資料送付の件数を見込んでいます。 ②ご認識のとおりです。
9	(1)令和7年度対象者(見込み)の表 抽出条件①について: 一体的実施・KDB 活用支援ツール抽出条件 重症化予防(糖尿病のコントロール不良者): 健診、レセプト:抽出年度(1年間)は、いずれも令和6年度の健診とレセプトという認識でよいか。 重症化予防(糖尿病治療中断者):健診は令和6年度、レセプトは令和4~6年度から抽出するという認識でよいか。 健康状態不明者:健診・レセプト・介護認定は、令和5~6年度において情報が無いという認識でよいか。 口腔機能低下予防対策:健診は令和6年度の情報から該当者を抽出するという認識でよいか。	令和7年度対象者の抽出条件については、下記のとおりとなります。  重症化予防(糖尿病のコントロール不良者): 令和6年度の健診において HbA1c $\geq$ 7.0、かつ、令和6年度に糖尿病薬剤の処方歴がない方。  重症化予防(糖尿病治療中断者): 以下①~③の <u>全て</u> に該当する方。 ① <u>令和3年度~令和5年度</u> に糖尿病の薬剤処方がある ②令和6年度の健診履歴がない ③ <u>令和6年度</u> に糖尿病の薬剤処方履歴がない  健康状態不明者対策: 令和5年度、6年度において、健診受診、介護認定、医療受診の <u>全て</u> がない方。

	<p>レセプトはリスト作成前12か月で抽出するのか、令和6年度で抽出するのか、いずれの認識か。</p> <p>事業実施年度(令和7年度)4月以降の直近のレセプトは、抽出において反映されていないという認識で良いか。</p>	<p>口腔機能低下予防対策： 令和6年度の健診における質問票において、咀嚼機能低下または嚥下機能低下に該当し、かつ、リスト作成時点で把握可能な直近1年間(12か月)のレセプトにおいて歯科受診がない方。</p> <p>事業実施年度(令和7年度)4月以降の直近のレセプトは、口腔機能低下予防対策を除いて反映されません。なお、口腔機能低下予防対策のリスト作成は令和7年6～7月頃を予定しているため、その時点で把握可能な直近のレセプトを反映します。</p>
10	<p>5.主な業務予定件数 保健指導1回目、および2回目の件数が予定数を超える場合は、都度貴市と相談の上対応を決定していく認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>当初の委託料限度額は実施要領「9 提出書類 (3) 見積書作成に係る注意事項」のとおりですが、各事業の予定数量を上回る場合は、発注者と協議の上対応を決定します。</p>
11	<p>6.実施体制の整備 業務 i、ii、iiiともに、指導1回目・2回目で指導に携わる専門職は最低1名で良いでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
12	<p>7.事前協議 事前案内の印刷、発送業務や教材の作成、購入に際し、再委託は可能でしょうか。</p>	<p>見積金額の50%を超えない範囲であれば可能ですが、必ず契約約款等に基づく再委託に係る手続きを行い、発注者の承諾を得てください。</p>
13	<p>【特記仕様書】 (業務) i、ii、iii 共通 2 業務内容 (3) 事前アンケートの集計・分析及び結果報告② a の事前アンケート結果報告書に記載が必要な項目として「指導対象者一覧」がありますが、事前アンケート上での指導希望者のことを指している認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
14	<p>【特記仕様書】 (業務) i、ii、iii 共通 2 業務内容 (5) 保健指導の実施(1回目)(希望者は電話指導へ切り替える) 「事業実施で得た個人情報を必要に応じて関係機関へ提供する」とありますが、どういう状況のときに提供する想定か、また貴市から各機関へ提供される認識でよいか、教えていただけないでしょうか。</p>	<p>保健指導を実施した結果、緊急性や重要度が高いハイリスクな状況であると判断され、早期に医療や介護等サービス等が必要と思われる場合は、受注者から発注者へ連絡を頂く想定です。</p> <p>また、関係機関への情報提供は、発注者が行います。</p>
15	<p>【特記仕様書】</p>	<p>(留意事項)に準じ、時間帯や曜日を変えて、最低3回以</p>

	<p>(業務) i、ii、iii 共通</p> <p>2 業務内容 (7) 保健指導の実施(2 回目)(2 回目は電話指導のみ)</p> <p>2 回目の保健指導で電話をかけても繋がらなかった場合は指導拒否の判断でいいでしょうか。どのような対応を想定していますでしょうか。</p>	<p>上は連絡を行うこととします。</p> <p>上記対応のうえで、連絡がつかず保健指導を行えなかった場合は、当該対象者を受注者から発注者に報告し、発注者が離脱か否かの判断を行います。本対応は、受注者が記録に残し、適宜発注者に報告してください。</p> <p>結果的に、2 回目の指導を行えなかった場合は、「(1) 業務全般にかかる経費」に含まれることとし、個別での請求は行えません。</p>
16	<p>【特記仕様書】</p> <p>(業務) i、ii、iii 共通</p> <p>3 つの事業ともに対象者データの授受方法に指定はありますでしょうか。オンラインストレージでのデータ授受は可能でしょうか。</p>	<p>CD-R またはオンラインストレージサービス(LGWAN で稼働するもの)を想定しています。</p> <p>ただし、システム稼働開始前に発注者が求める資料(システム管理体制等)を提出のうえ、発注者の承諾を得てください。</p>
17	<p>(業務) ii 健康状態不明者対策事業</p> <p>2 業務内容 (5) 保健指導の実施(1 回目)(希望者は電話指導へ切り替える)</p> <p>アンケート未返信者への訪問に関して、1 回目不在且つ不在票に対し折返しもない方へは 2 回目の訪問は不要の認識でよいでしょうか。</p> <p>1 回目不在だった方へ全員 2 回目の訪問が必須か確認したい意図です。</p>	<p>2. の回答と同じです。</p>
18	<p>【別紙】仕様内訳書 備考 ※5 つ目</p> <p>「不参加希望者及び未返信者への電話連絡の際、そのまま電話指導に繋がった場合」とありますが、電話指導かそうでないか判断する基準を現時点の想定でも良いので教えていただけますでしょうか。</p>	<p>i、iii の事業においては、各特記仕様書「2 業務内容」の「(4) 不参加希望者及び未返信者への電話連絡」を行った際、ii の事業においては、特記仕様書「2 業務内容」の「(4) 不参加希望者への電話連絡」を行った際に、同「(5) 保健指導の実施(1 回目)(希望者は電話指導へ切り替える)」に記載する「(説明・指導事項)a~h」に該当する内容を達成できた場合に、「【別紙】仕様内訳書」各事業の「(6)-2 保健指導① 電話(電話希望者のみ)」に計上してください。</p>
19	<p>【選考会実施要領】参考資料(2)</p> <p>健康状態不明者の個別指導 1 回目の 17 名のうち、アポなしの巡回訪問で指導に繋がった方は何名でしょうか。</p>	<p>健康状態不明者の個別指導1回目の17名のうち、アポなしの巡回訪問で指導に繋がった方は、13 名です。</p>
20	<p>【選考会実施要領】参考資料(2)</p> <p>令和 6 年度のアンケートの回収方法や個別指導へ繋がった方法を参考までに教えていただけないでしょうか。令和 7 年度の提案内容を検討するにあたり参考にさせていただきたく思います。</p>	<p>令和6年度のアンケート回収方法及び個別指導へ繋がった方法は下記のとおりです。</p> <p>アンケート回収方法:発注者から事業案内、アンケート及び発注者宛て返信用封筒を送付し、郵送で回収しました。健康状態不明者については、アポなし訪問においてもアンケートを回収しました。</p> <p>個別指導へ繋がった方法:事業案内通知またはアポなし訪</p>

		問により事業説明をし、希望者に対して個別指導を実施しました。
--	--	--------------------------------